

平成9年度

1998年2月発行 第10号

つちや通信

確定申告版

「暖冬、暖冬」と言っていましたが、急に寒さが身にしみる様になり、やはり冬なのだと気づかされる日々が続いています。今年も所得税の確定申告時期が近づいてきました。処理方法は例年の通りです。昨年発行したつちや通信に今年の注意点を追加しています。参考にして、早めの準備をお願いします。

I. 会社役員等で下記のような収入がある人

1. 2ヶ所以上から給与収入→各会社からの源泉徴収票
2. 株式等の配当金 →配当(出資)の支払調書
3. 年金の受給 →それぞれの源泉徴収票
4. 不動産収入 →不動産収入の明細及び必要経費

(例)
固定資産税領収証
修繕費

5. 生命保険の満期保険金 →保険会社からの支払明細通知書

II. 土地・建物を譲渡した人

1. 取得費 →
 - 資産の購入費用及び手数料
 - 設備費・改良費
2. 譲渡費用 → 仲介手数料、印紙代、登記費用、測量費など領収証
3. 譲渡資産の売買契約書・領収証
4. 収用(公共事業の買収等)の場合は、買取り証明書他
5. 譲渡物件の概略地図
6. 受取った資金の使途の明細

III. 個人事業者

1. 出納帳等の帳簿類及び請求書、領収証綴
2. 棚卸帳・預金通帳又は残高証明書
3. 生命保険・損害保険控除証明書
4. 国民健康保険・国民年金及び固定資産税の領収証
5. 重要書類綴・申告書

個人事業者の特別減税は来年の

確定申告で処理します

☆お願い☆
扶養親族の変動等
申告に必要な事項が
あれば、メモ書きで
お知らせ下さい。

IV. 高額医療費を支払った人

平成9年度中に支払った医療費から保険金等を控除した金額が
10万円を超える場合、所得控除が受けられます。

所得の合計額の5%が
10万円より少ない場合は、
その金額

* 必要書類

- ・医療費の領収証(レシート)
- ・源泉徴収票

医療費控除に認められる範囲

- ・診療、治療代
- ・治療のための医薬品
- ・やむを得ない交通費
(タクシ一代など)

★申告のコツ★

自己と生計を一にする
親族の医療費も控除の
対象になるので、家族
全員の分をまとめて、
所得の一一番高い人が申告
するのがコツ。

V. 住宅を取得又は増改築した人

1. 平成9年度中に住宅を取得又は増改築し、入居されている方で
次の条件を満たしている人は、税額控除が受けられます。

- * 床面積 … 50m²以上 240m²以下で、2分の1以上が居住用
- * ローン … 民間の金融機関や公的機関からの融資は、返済期間が10年以上
~~他にも控除を受ける条件がありますので、事前にお尋ね下さい。 ~~

2. 必要事項

- ・源泉徴収票
- ・住民票の写し
- ・家屋の登記簿謄本又は抄本
- ・住宅ローンの年末残高証明書
- ・不動産売買契約書、工事請負契約書、増改築等工事証明書などの写し

VI. 特別減税について

今回の確定申告には関係ありません。

疑問点、質問等お気軽にお尋ね下さい。